第10回

(令和3年10月11日)

## 議事録

錦町農業委員会

## 錦町農業委員会総会会議録

- 1 開催日時 令和3年10月11日(月)午前9時30分から午前10時1分
- 2 開催場所 錦町役場 3階会議室
- 3 出席委員 10名

1番委員 田口英一郎・2番委員 谷口 一也・3番委員 尾方 学 4番委員 元村 彰浩・5番委員 今村 忠臣・6番委員 西嶋 健一 7番委員 尾方安技子・8番委員 福本 王雅・9番委員 桒原 和親 10番委員 深水 勇治

- 4 欠席委員 なし
- 5 議事日程
  - 1) 会期の決定
  - 2) 議事録署名委員の指名
  - 3) 議第39号案 農地法第3条の規定による許可申請について

議第40号案 農地法第5条の規定による許可申請について

議第41号案 農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用集積計画について

議第42号案 非農地証明願いに対する認定について

報告第15号 農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約について

報告第16号 農地形状変更届について

報告第17号 許可不要転用届出について

6 事務局職員

事務局長 山園琢磨、農地係 園林沙恵

- 7 会議の概要
- 議 長 議事日程1の会期の決定については、本日1日としてよろしいでしょうか。全委員、 異議なしということで本日1日と決定します。議事日程2の議事録署名委員の指名 ですが、私から指名させていただいてよろしいでしょうか。それでは、4番・5番委 員にお願いします。
- 議長諸事報告がありましたらお願いします。
- 7 番 先月の大王原のあっせんの件ですが、現在の耕作者の方に10アール当たり35万円 で買い取っていただくことになりました。
- 議 長 議第39号案農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局 より説明をお願いします。
- 事務局 議第39号案農地法第3条の規定による許可申請について(朗読)
- 議長 調査番号1、2番について7番委員から調査報告をお願いします。
- 7 番 (調査番号1、2)申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理

由は相手方の要望です。譲受人の経営内容について報告します。家族3人(稼働力3人)です。経営面積は、47,457㎡、田28,157㎡、畑13,114㎡、牧草を作付けです。畜産で成牛68頭です。3条調査項目により報告します。1番(耕作面積):問題なし。2番(通作距離):200m。3番(小作地):問題なし。4番(貸付地):問題なし。5番(取得価格):1番は10aあたり35万円、2番は10aあたり30万円です。6番(耕作放棄地):問題なし。7番(農機具の利用計画):トラクター3、ホイールローダー、ロールベーラーを所有。8番(取得農地の利用計画):牧草です。9番(周辺地域との関係):共同作業については、地域活動とともに協力しますとのことです。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

- 議 長 調査番号3、4番について6番委員から調査報告をお願いします。
- 6 番 (調査番号3)申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は、相手方の要望です。譲受人の経営内容について報告します。家族8人(稼働力4人)です。経営面積は、861a、田852a、畑9a、水稲、タバコ、飼料稲を作られています。3条調査項目により報告します。1番(耕作面積):問題なし。2番(通作距離):1.5Km。3番(小作地):問題なし。4番(貸付地):問題なし。5番(取得価格):3筆70万円です。記載の2筆と原野1筆を合わせて70万円です。6番(耕作放棄地):問題なし。7番(農機具の利用計画):トラクター3、田植機、コンバイン等必要な機械一式を所有。8番(取得農地の利用計画):春はキャベツ、秋はズッキーニの予定です。9番(周辺地域との関係):共同作業については、地域活動とともに協力しますとのことです。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。
- 6 番 (調査番号4)申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は、相手方の要望です。譲受人の経営内容について報告します。家族8人(稼働力4人)です。経営面積は、363a、田345a、畑18aです。3条調査項目により報告します。1番(耕作面積):問題なし。2番(通作距離):0.8Km。3番(小作地):問題なし。4番(貸付地):問題なし。5番(取得価格):10アール当たり40万円です。6番(耕作放棄地):問題なし。7番(農機具の利用計画):トラクター5、ロールベーラ、マニア、必要な機械は一式所有。8番(取得農地の利用計画):イタリアンです。9番(周辺地域との関係):共同作業については、地域活動とともに協力しますとのことです。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。
- 議長調査番号5、6、7番について1番委員から調査報告をお願いします。
- 1 番 (調査番号5)申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は、 相手方の要望です。譲受人の経営内容について報告します。家族5人(稼働力2人) です。経営面積は、104a、田 104a、水稲を作られています。繁殖牛の成牛3頭。3

条調査項目により報告します。1番(耕作面積):問題なし。2番(通作距離):800 m。3番(小作地):問題なし。4番(貸付地):問題なし。5番(取得価格):10 アール当たり30万円です。6番(耕作放棄地):問題なし。7番(農機具の利用計画):トラクター、ハーベスター、田植機、ミスト機を所有。8番(取得農地の利用計画):水稲の予定です。9番(周辺地域との関係):共同作業については、地域活動とともに協力しますとのことです。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

- 1 番 (調査番号6)申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は、交換です。6番と7番は、昔、口頭で交換されていたものを正式に申請されたものです。譲受人の経営内容について報告します。家族5人(稼働力1人)です。経営面積は、210a、田180aは飼料稲、畑37aです。3条調査項目により報告します。1番(耕作面積):問題なし。2番(通作距離):1.8Km。3番(小作地):問題なし。4番(貸付地):問題なし。5番(取得価格):0円です。6番(耕作放棄地):問題なし。7番(農機具の利用計画):トラクター、ミスト機、田植機を所有。8番(取得農地の利用計画):里芋、ゴマの予定です。9番(周辺地域との関係):共同作業については、地域活動とともに協力しますとのことです。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。
- 1 番 (調査番号7)申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は、交換です。譲受人の経営内容について報告します。家族5人 (稼働力1人)です。経営面積は、171a、田149a、畑22aです。3条調査項目により報告します。1番 (耕作面積):問題なし。2番 (通作距離):1.5Km。3番 (小作地):問題なし。4番 (貸付地):問題なし。5番 (取得価格):0円です。6番 (耕作放棄地):問題なし。7番 (農機具の利用計画):トラクター、ミスト機、田植機を所有。8番 (取得農地の利用計画):ズッキーニの予定です。9番 (周辺地域との関係):共同作業については、地域活動とともに協力しますとのことです。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。
- 議長それでは、質問のある方は挙手の上お願いします。
- 4 番 3、4番はあっせん事業で対応できなかったのでしょうか。
- 事務局 3番は、農用地区域外ですのであっせんの対象区域ではありません。4番は、農業 者年金の関係で、3条申請になりました。
- 議長売買案件であっせんにかかるものは、あっせんに誘導していただければと思います。
- 議 長 質問もないようですので、採決に移ります。調査番号1番について申請どおり許可 することについて意義のない方の挙手を求めます。

(全委員:举手)

議長 調査番号2番について申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求めます。

(全委員:挙手)

議 長 調査番号3番について申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求め ます。

(全委員:挙手)

議 長 調査番号4番について申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求めます。

(全委員:挙手)

議 長 調査番号5番について申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求め ます。

(全委員: 挙手)

議 長 調査番号6番について申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求め ます。

(全委員: 举手)

議 長 調査番号7番について申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求め ます。

(全委員: 挙手)

以上により、全員賛成ですので申請どおり許可するものとします。

- 議 長 議第40号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。 事務局より説明をお願いします。
- 事務局 議第40号案農地法第5条の規定による許可申請について(朗読)
- 事務局 先月審議いただきました、調査番号2番の転用案件につきまして、文化財の関係で 条件付きで許可相当と審議いただきましたけれども、21日文化財の試掘調査が行 われました。22日に熊本県に許可相当として副申いたしました。

10月27日付で、転用許可となりましたので、報告します。よろしくお願いします。

- 議長調査番号1番について5番委員から調査報告をお願いします。
- 5 番 (調査番号1)申請人の住所・氏名と申請物件は記載のとおりです。申請理由は個人住宅です。5条調査項目により報告します。1番(農地区分):3種農地です。2番(着工時期):許可後からです。3番(資金調達):借入金です。5番(周囲の承諾):問題なし。6番(公衆衛生)町の上下水道を利用します。7番(防除措置)施工の際には、注意し、被害防除に努めます。8番(日照通風)周辺農地への被害はないと思いますが、被害が生じた場合、生じる恐れがある場合は、申請者が責任をもって、対処するということです。9番(小作地か)問題なし。10番(農振法):農用地区域外です。取得価格は、親子関係で0円です。以上、報告終わります。

- 議 長 調査番号2番について2番委員から調査報告します。
- 2 番 (調査番号2)申請人の住所・氏名と申請物件は記載のとおりです。申請理由は駐車場、車10台です。5条調査項目により報告します。1番(農地区分):2種農地です。2番(着工時期):許可後からです。3番(資金調達):自己資金です。4番(申請面積と建面積の割合)問題なし。5番(周囲の承諾):問題なし。6番(公衆衛生)再生クラッシャーを敷き詰め、車を止めるようにします。十分配慮して、行うということです。7番(防除措置)問題が生じれば責任をもって対応するということでした。8番(日照通風)周囲に農地がありませんので問題なし。9番(小作地か)問題なし。10番(農振法):農用地区域外です。取得価格は30万円です。以上、報告終わります。
- 議長それでは、質疑がある方の挙手をお願いします。
- 議 長 それでは、質問もないようですので、調査番号1番について申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求めます。

(全委員:挙手)

議長 調査番号2番について申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求めます。

(全委員: 挙手)

以上によりまして申請どおり許可するものといたします。

- 議 長 議第41号案農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用集積計画についてを議題 とします。
- 議 長 事務局より内容説明をお願いします。
- 事務局 議第41号案農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用集積計画について(朗読) 所有権移転が2件、利用権設定が8件です。所有権移転に関しましては農業公社売 渡2件です。

所有権移転関係を説明。

次に、利用権設定関係です。番号を読み上げますので適否の報告をお願いします。 (1~8番適格の報告あり)

- 議 長 質問のある方はいらっしゃいませんか。
- 4 番 利用権設定の1番は新規となっておりますが、初めての設定でしょうか。

事務局 そうです。

4 番 以前から、耕作されていたと思いますが。

事務局 中山間事業の関係で提出されたのではないかと思います。

議 長 それでは、農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用集積計画について異議のない方の挙手を求めます。

(全委員:挙手)

それでは、適格といたします。

- 議 長 議第42号案非農地証明願いに対する認定についてを議題とします。
- 議長事務局より内容説明をお願いします。
- 事務局 議第42号案非農地証明願いに対する認定について (朗読)
- 議 長 調査番号1について、一武地区より調査報告をお願いします。
- 9 番 (調査番号1) 10月8日午後1時30分から一武地区の農業委員、推進委員で調査しました。現地は、もともとは1枚の畑ではありましたが、平成28年頃に宅地分譲を行うということで、分筆されて残った土地の様です。宅地造成するときに、一枚の土地として、同時に砂利を運んで造成したようで、その後売買された土地については宅地化されていますが、残地については、現在まで半分ほど造成し、放棄した状態の様でありました。現在も荒れ放題で草が生えていて現地もまだ、半分ほどしか造成されていない状態でした。以上のことから一武地区の委員で協議した結果、非農地と判断できると考えます。
- 議長それでは、質疑がある方の挙手をお願いします。
- 議 長 それでは、質問もないようですので、調査番号1番について非農地として認定する ことに意義のない方の挙手を求めます。

(全委員:挙手)

非農地として認定といたします。

- 議 長 報告第15号農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約についてを議題 とします。
- 議長事務局より内容説明をお願いします。
- 事務局 報告第15号農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約について(朗読)
- 議 長 報告第16号農地形状変更届についてを議題とします。
- 議 長 事務局より内容説明をお願いします。
- 事務局 報告第16号農地形状変更届について(朗読) 場所は、一武八幡宮の南側の農地です。農地の広がりのない畑です。
- 議 長 報告第17号許可不要転用届出についてを議題とします。
- 議 長 事務局より内容説明をお願いします。
- 事務局 報告第17号許可不要転用届出について(朗読)

提出いただきましたけれども、この案件につきましては、私の確認不足で、5条転用案件でしたので、来月改めて審議をお願いしたいと思います。申請人が相談に来られまして、200 ㎡未満の農業用倉庫ということで、許可不要届で良いだろうということで提出いただきましたが、農地が申請人のお母様の所有となっておりましたので、4条の特例ではなく、5条申請を提出下さいということでお願いしております。たいへん申し訳ありませんが、報告します。たいへん失礼しました。

左会議の顛末に相違ないことを証するため、ここに署名する。 令和3年10月11日

| 農業委員会会長 |      |        |
|---------|------|--------|
|         |      |        |
| 番       | 農業委員 |        |
|         |      |        |
| 番       | 農業委員 |        |
|         | 番    | 番 農業委員 |